

不利益処分に係る処分基準

令和5年4月1日作成

処 分 の 概 要	個人情報の閲覧または視聴の中止または禁止
条 例 等 名	函館市個人情報の保護に関する規則
根 拠 条 項	第2条第2項
条例等の定め (事務の内容)	保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認められるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。
処 分 基 準	上記のとおり
申 請 先	函館市総務部文書法制課 (電話 21-3649)
備 考	